

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和3年3月16日（火）

午後3時38分開会，午後6時25分閉会

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

- ①議案第3号 土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ②議案第4号 土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③議案第5号 土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ④議案第6号 土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ⑤議案第7号 土浦市介護保険条例の一部改正について
- ⑥議案第13号 土浦市こどもランド条例の制定について
- ⑦議案第17号 令和3年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- ⑧議案第18号 令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- ⑨議案第19号 令和3年度土浦市介護保険特別会計予算
- ⑩議案第31号 令和2年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- ⑪議案第32号 令和2年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- ⑫議案第33号 令和2年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）

(2) 付託された請願・陳情の審査

① 新規分

受理番号1 「35人学級を早急に実現し，さらなる少人数学級の実現を求める意見書に関する陳情書」

新日本婦人の会土浦支部 代表 内田 節子

4 各種委員会委員の選出

- ①土浦市産業文化事業団理事（選出すべき人数1名）
 - ・委員の任期 委嘱の日から令和5年5月末まで

②土浦市バリアフリー推進協議会委員（選出すべき人数1名）

・委員の任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

③土浦市総合企画審議会委員（選出すべき人数1名）

・委員の任期 委嘱の日から答申まで（令和4年3月までを予定）

5 その他

6 閉会

出席委員（8名）

| | | |
|------|----|----|
| 委員長 | 塚原 | 圭二 |
| 副委員長 | 奥谷 | 崇 |
| 委員 | 田子 | 優奈 |
| 委員 | 目黒 | 英一 |
| 委員 | 矢口 | 勝雄 |
| 委員 | 下村 | 壽郎 |
| 委員 | 鈴木 | 一彦 |
| 委員 | 福田 | 一夫 |

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（22名）

| | | |
|------------------------|----|-----|
| 教育長 | 井坂 | 隆 |
| 教育部長 | 羽生 | 元幸 |
| 参事 | 菊池 | 正和 |
| 教育総務課長 | 藤井 | 徹 |
| 学務課長 | 田中 | 裕之 |
| 文化生涯学習課長 | 中澤 | 達也 |
| スポーツ振興課 | 根本 | 卓也 |
| 土浦市給食センター所長 | 寺崎 | 敏彦 |
| 図書館長 | 大貫 | 三千夫 |
| 指導課長 | 中山 | 弘 |
| 博物館副館長 | 木塚 | 久仁子 |
| 上高津貝塚ふるさと歴史の広場考古資料館副館長 | 黒澤 | 春彦 |
| 保健福祉部長 | 塚本 | 哲生 |
| 社会福祉課長 | 平井 | 康裕 |
| 障害福祉課長 | 加藤 | 史子 |

| | |
|------------|-------|
| こども福祉課長 | 菊田 宏巳 |
| こども相談課長 | 中川 光美 |
| 高齢福祉課長 | 水田 和広 |
| 国保年金課長 | 元川 宏 |
| 健康増進課長 | 羽成 信明 |
| つくしの家所長 | 中村 孝一 |
| 療育支援センター所長 | 直井 洋明 |

事務局職員出席者

係 長 小野 聡

傍聴者（なし）

○塚原委員長 続いて文教厚生委員会を開催いたします。まず、付託された請願陳情の審査に移ります。タブレットは、文教厚生委員会、令和3年、3月16日開催を準備してください。受理番号1、35人学級を早急に実現し、さらなる少人数学級の実現を求める意見書に関する陳情書を議題といたします。事務局より請願書の朗読をお願いします。

○小野事務局係長 朗読させていただきます。新日本婦人の会土浦支部、代表内田様の方から出ております。題名の方が、35人学級を早急に実現し、さらなる少人数学級の実現を求める意見書に関する陳情書。コロナ禍で全国一斉の休校が明け、各地の学校で分散登校が行われました。この時の経験により、子どもや教師、保護者たちは、少人数学級の良さを実感し、少人数学級を求める声があちこち多く上がりました。日本教育学会は5月、教員を増やし40人学級の抜本的な見直しへ議論を急ぐよう提言しました。また、全国知事会、全国市長会、全国町村会の三会長も連名で緊急提言を発表しました。さらに、少人数学級の実現を求める意見書は、25都道府県を含む約6,000の地方議会で採択されています。これらの動きをうけて、政府は昨年末、ついに公立小学校での段階的な35人学級の導入を決めましたが、実現には5年もかかります。義務教育である中学校を含めて、35人学級を早急に実現するとともに、ヨーロッパ並みにさらなる少人数学級の実現を望みます。以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。35人学級を5年とはいわず早急に実現すること。将来的にはさらなる少人数学級の実現を目指すこと。以上でございます。

○塚原委員長 委員の皆さんの御意見等をお伺いいたします。

○目黒副委員長 まず、この意見書の中で、教育委員会の方に確認したいと思うんです

けれども、分散登校の時に少人数学級の状況になったということで、自分の記憶だと登校班が地域ごとですかね。クラスも当然その地域ごとで登校しているから、1クラスあたりだいたいどれくらいの人数で授業が行われたかという、分かる範囲で教えてください。

○中山指導課長 休校明け約1週間、分散登校という形を取らせていただきまして、その実施方法につきましては、各学校ごとに少しずつ方法は違っておりました。学校によって地域ごとに登校させたり、あるいは学年ごとに登校させたり、もしくは男女別という形の学校もございました。そういった中で、それぞれ地域ごとや男女別となった場合には、約クラスの半分の児童生徒が教室に入って学習をしていたということになります。また、学年ごとに登校したという学校につきましては、クラスのお子さん、全てのお子さんが教室に入って学習をしたという状況になってございます。

○目黒副委員長 ありがとうございます。このように少人数学級を実際に行われて、特に父兄の方、保護者の方、もしくは生徒さん、児童さんから御意見等がもしありましたら、お聞かせいただけたらと思います。

○中山指導課長 分散登校の折に、クラスが半分になったというクラス、学校におきましては、感染症対策防止の面から密にならないという意見があったのも事実でございます。また、学年ごとに登校させたという時には、やはりクラスの生徒さん全員そろっていないとなかなか、6月がスタートだったので最初の学級開きなどにおいて、皆がそろってないと係を決めたりとか当番を決めたりとか、そういうのが難しかったという、そういう意見もございました。

○目黒副委員長 状況を教えていただきまして、ありがとうございます。実際、国の方からも35人学級というのはもう推進されているので、当然行われるようになっていくというのは理解ですけれども、その一方で当然ながら教員不足または教室等の不足も考えられますし、私個人的にいろいろ資料を見て、加配の先生ですかね、調整役に回る先生が、本来やるべき業務がなされなくなるというのが、個人的には凄く心配な面もございます。それに、調整して35人学級に向けて教員の採用であったり、教室を増やすというのをされると思うんですけれども、この文面を見ますと5年と言わず早急、これも当然おっしゃるとおりだと思いますけれども、これの準備段階、この文面の中に教員の確保または教室の確保を盛り込んでいただければ、私もこの陳情に対して凄く説得力が深まるかと思えます。授業の効率化、先生の負担軽減も含めて、なかなか相反するようなところもあると思えますけれども、そういった意味で教員確保、教室を増やすという内容を盛り込んでの文面で、私自身はそうすれば本当にもっと良くなるんじゃないかと思えますけれども、ほかの意見がございましたら、委員の方からお寄せいただけたらと思います。

○奥谷委員 この少人数学級については、県内では茨城方式というのが進められているというように聞いてはいるんですけれども、もう一度茨城方式のやり方というのを御説明いただいてもいいでしょうか。

○中山指導課長 御説明させていただきます。茨城方式と申しますのは、国の方は小学校1年生のみが35人で、あとは40人というふうに定めておりますが、茨城県におきましては、小学校1年生はもちろん35人、小学校2年生も35人ということになっております。さらに、小学校3年生以上に関しましては、35人超の学級が3クラスある場合には1学級増えるということになっておりまして、例えば36人、36人、36人という3学級があった場合には1クラス増やしてそれを4で割るという形になってございます。それが茨城方式ということになってございまして、ただ36人超の学級が2クラスの場合には、それぞれ36人以上のクラスに1人非常勤講師がつく流れになっておりますので、例えば36人のクラスには担任の先生プラス非常勤の先生がついて、手厚く事業を行うと、そういう形になってございます。以上でございます。

○奥谷委員 ありがとうございます。そうすると今、4年生から6年生の場合で35人にした場合で、前回何か試算みたいなのを多分委員会で聞いた記憶があるんですが、もう1度その数字って出ます、今。

○中山指導課長 現在のところ、35人超、36人超のクラスが何学級あるのかというのを、数えてみたところなんですけれども、小学校につきましては現在、通常の学級が214学級ございまして、その内35人を超している学級は15学級でございます。それ以外のクラスはすべて35人を満たしているという状況になってございます。さらに中学校におきましては、通常の学級が102学級ございまして、その内35人を超している学級は4学級ということで、ほとんどのクラスが35人以下ということになってございます。以上でございます。

○福田委員 すみません、てにをはの問題で申し訳ないですが、陳情書と意見書案で記がありますよね。35人学級を5年といわず早急に実現すること、35人学級は5年といわず早急に実現することとありますが。どちらが適当でしょうかね。委員長にお任せしますか。

○塚原委員長 実は、といわずは、何か文章的にどうなのかなというのがあるが、今の文言に対しては、今福田委員からあった御意見とは35人学級をとかなのか、あとは5年といわずというのが引っ掛かるところで、といわずじゃなくても35人学級を5年で早急に実行することの方がいいのかなというの、ちょっと私も思っていて、先ほどの目黒副委員長の意見も踏まえて私の方で。

○福田委員 文言は委員長にお任せします。

○塚原委員長 はい。これを提出するということを採決させていただきたいのですけれども。それでは、本陳情を採決することに賛成の方、挙手をお願いします。

【全員挙手】

○塚原委員長 ありがとうございます。全員賛成ということで、文面については私の方で直させていただいたものを、また皆さんの方にも御案内いたしますけれども、お任せいただくということでよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

○塚原委員長 これであつたん休憩とさせていただきます、あと4時間皆さん頑張ってください。どうもありがとうございました。暫時休憩といたします。10分まで休憩とさせていただきます。

【休憩】

(午後4時10分再開)

○塚原委員長 文教厚生委員会を再開いたします。それでは、協議事項(1)付託された議案の審査に入ります。タブレットは、文教厚生委員会、令和3年、3月16日開催を準備してください。議案第3号、土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。高齢福祉課からは、今回条例改正を5本出させていただいている中、議案第3号から議案第6号まではそれでは、国の基準が改正による条例の改正となります。順次御説明させていただきます。まず、改正の趣旨です。国が定める基準である、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日に改正・公布されたことから、改正された内容に基づき、本条例の一部を改正するものでございます。改正の内容でございますが、(1)のとおり虐待防止のための措置の義務化、感染症の予防等のための措置の義務化など、新たな規定を追加したほか、(2)のとおり3つのサービスに係る個別の人員等の基準の改正を行うものでございます。なお、この条例の施行日は、令和3年4月1日とし、経過措置として主な改正の内容、(1)①～④及び(2)③の栄養管理及び口腔衛生管理の義務化に係る規定については、令和6年3月31日までは努力規定とするものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第3号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第4号土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 続きまして、議案第4号につきましても、国の基準の改正に基づき、改正させていただくものでございます。土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございま

す。改正の内容でございますが、虐待防止のための措置の義務化、感染症の予防等のための措置の義務化など新たな規定を追加したほか、(2)のとおり2つのサービスに係る個別の人員等の基準の改正を行うものでございます。なお、この条例の施行日は、令和3年4月1日とし、経過措置として、2の(1)、①～④については、令和6年3月31日までは努力規定とするものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第4号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第5号土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 議案第5号土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。改正の根拠につきましては、先ほども申し上げました、国が定める基準の改正に基づき、条例を改正させていただくものでございます。改正の内容でございますが、虐待防止のための措置、感染症の予防等のための措置など新たな規定を追加したほか、会議におけるテレビ電話装置等の活用など運営基準の改正を行うものでございます。なお、この条例の施行日は、令和3年4月1日とし、経過措置として、2の、①～③については令和6年3月31日までは努力規定とするものでございます。(1)説明につきましては、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第5号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第6号土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明お願

いします。

○水田高齢福祉課長 議案第6号土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。こちらの改正につきましても、基準は先ほど申し上げました国の基準、省令が改正されたものによるものでございます。改正の内容でございますが、先ほどまでの条例と同様に虐待防止のための措置、感染症の予防等のための措置など新たな規定を追加したほか、会議におけるテレビ電話装置等の活用など運営基準の改正を行うものでございます。なお、この条例の施行日は、令和3年4月1日とし、上記2(1)、⑥については令和3年10月1日から、また経過措置として、2(2)、①～③については令和6年3月31日までは努力規定とするものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第6号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第7号土浦市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 議案第7号土浦市介護保険条例の一部改正について御説明させていただきます。介護保険事業につきましては、介護保険法の規定により、3年ごとに介護保険事業計画を定めており、令和3年度から令和5年度までの第8次計画に基づき、介護保険料を決定しているところでございます。今回、介護保険料を改定することに伴いまして、土浦市介護保険条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容は、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の改定で、第7次計画との変更点は、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料の設定とするため、これまでの所得段階11段階から13段階とするものでございます。金額で申し上げますと、基準は第5段階となり、現計画では表の右側、年額6万7,200円、月額5,600円を、令和3年度から令和5年度までの第8次の3年間の新保険料の基準額を、表の左側の同じく第5段階、年額6万9,600円、月額5,800円とするもので、年額では2,400円、月額200円の増額とするものでございます。この介護保険料の算定につきましては、過去の介護保険の給付実績による自然推計のほか、施設整備等の見込みなどを勘案し、国で作成いたしました介護保険料の算定システム、見える化システムに介護給付費の実績等の数値を入力することにより、今後3年間の介護保険料を算定しているものでございます。今回、介護保険料が増額となる主な要因といたしましては、介護保険サービスの利用者の増加、介護保険報酬の改定により、事業者を支払われる介護報酬が0.7パーセント増額されたこ

とにより、介護保険事業に係る総事業費が6.3パーセント増加していることによるものです。これまでの経過では、介護保険制度が始まりました平成12年度からの変遷をお示しさせていただきました。なお、この条例の施行日は、令和3年4月1日からとするものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。質問等ありますか。

○田子委員 介護保険の基金の状況を教えてくださいませんか。

○水田高齢福祉課長 令和3年2月現在で介護の準備基金の方は、6億3,670万余円となっております。6億3,670万余円。

○田子委員 これを活用して、介護保険料負担軽減というのはいかないのでしょうか。

○水田高齢福祉課長 今回保険料、第8期の保険料を算定するにあたっては、この6億3,670万円の内、3億円を歳入に繰り入れさせていただいて5,800円という金額を算定させていただいているところでもあります。各計画期間の最終年度には、3年間の計画ですので、どんどん年数が行くにしたがって事業費の方も、介護給付費の方も多くなっていきますので、年々苦しくなっていくと。平成24年の時の最後の繰入金金が、2億4,000万円ほど繰入れて歳入歳出を調整しておりますので、3億円を繰り入れて、残り3億円を持たせてさせていただいて、令和5年度の決算の時に間に合うように計算をして、今回5,800円という計画にさせていただいております。

○田子委員 負担軽減は考えていないということではよろしいですか。

○水田高齢福祉課長 現状、歳入歳出を調整するために3億円を入れさせていただいて軽減を図ったと、我々の考えではございます。

○田子委員 実際、市民の皆さんが払う額って言うのは、今よりも増えるということですので、それも全ての段階で増える。負担が増えるということですので、私にはこれには賛成できません。以上です。

○下村委員 ちょっと教えて欲しいのですけれども、市町村によってみんな違うんですか。

○水田高齢福祉課長 違います。

○下村委員 市町村によって違うのだけれども、65歳超えると結構くるんだよね、介護保険料が。年収によって違いがあるのだけれども、その地域がどのくらい上げたのかも知りたいなという気がしますけれどね。土浦市の規模と同程度だとどうなのかなというの知りたいですけど。反対はしないけど知りたい。

○水田高齢福祉課長 44市町村ある内、決定した金額ではございませんけれども、第8次の計画を作る途中で他市町村の状況などもお聞きしたところ、44市町村中、土浦市は12番目の金額でございました。そのうち30市町村ほどが増額を予定しているという情報は入ってございます。ちなみに、つくば市は現在の第7次の段階で6,050円、月額6,050円。第8次も、同額6,050円を予定してるという情報は入っております。以上でございます。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第7号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【「異議あり」の声あり 1名】

○塚原委員長 異議の内容を説明してもらってもよろしいですか。

○田子委員 市民の負担増には変わらないので、認められません。

○塚原委員長 ありがとうございます。採決の結果、賛成多数ということになりました。議案第7号土浦市介護保険条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第13号土浦市子どもランド条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○中川子ども相談課長 議案第13号土浦市子どもランド条例の制定について、御説明させていただきます。制定の理由にきましては、令和3年度の機構改革に伴い、教育委員会文化生涯学習課所管の子どもランドが、子ども未来部保育課に所管替えとなるため、新たに土浦市子どもランド条例を制定するものです。条例の内容でございますが、子どもランドの設置管理について定めるもので、これまでと大きく変わる所としまして、休館日についてです。現在、月曜日が休館日となっておりますが、月曜日も開館し、祝休日と年末年始のみを休館とするものでございます。本条例の施行日につきましては、令和3年4月1日といたします。説明につきましては以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員 新たに条例を制定するというところでございますけれども、これまでの青少年センターに所管であった頃は、条例というものは必要なかったのですか。

○中川子ども相談課長 これまでは、土浦市青少年センター条例の中に、子どもランドを位置付けされてましたので、子どもランド条例というのはなかったのですが、そのセンター条例の中の一部として条例制定がされておりました。今回は、子どもランド部分だけ所管替えになりますので、改めて子どもランド条例を制定するものでございます。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第13号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号土浦市子どもランド条例の制定については、原案どおり決しました。では次からは特別会計となりますので、ここまで他に、執行部から何かありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 委員の皆さんから何かありますか。

○田子委員 一般質問の冒頭にも少し触れさせていただいたんですけれども、生理の貧困が大きな問題として取上げられるようになってきているのは、皆さん御存じなのかなと思うんですけれども、土浦市でもぜひ生理用品の無料提供を、前向きに考えていただけないかなということで、お話をさせていただきたいと思います。今日のニュースで、豊島区が災害時の備蓄用730パックを、無償提供をすると。それから明石市は、4月から全ての公立学校、こちらと公共施設で無料で提供をするというふうに、先ほど報道で見ました。ハッシュタグみんなの生理というので、ツイッター上のアンケートだと思うんですけれども、それで5人に1人は生理用品にアクセスするのに大変だったというふうな結果も出てますので、土浦市でもぜひ前向きに検討していただきたいと考えております。

○塚原委員長 要望ということでよろしいでしょうか。

○田子委員 要望で。

○塚本保健福祉部長 正直言いまして、今初めて知ったという状況ですので、ちょっと研究させていただきます。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、説明が終了した方は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。次に、議案第17号令和3年度土浦市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。サイドボックス、本会議、令和3年、第1回定例会、事前配付資料、議案第1号～25号を準備願います。執行部より説明をお願いします。

○元川国保年金課長 国保年金課でございます。令和3年度の国民健康保険特別会計予算案について、説明いたします。270ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ142億8,938万6,000円で、対前年度比では、4億2,208万6,000円、2.9パーセントの減となっております。減額の主な要因につきましては、後ほど歳出において説明させていただきますが、県へ納付する国民健康保険事業費納付金の減額によるものでございます。なお、国保の加入状況につきましては、令和3年1月末現在で、被保険者数は3万2,299人、前年同月比で495人、1.5パーセントの減となっております。274ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。健診委託料につきましては、健診後に実施する特定保健指導が一定期間を要し、年度を越える場合がございます。そのため、期間と限度額を設定するものでございます。次のジェネリック医薬品利用差額通知事業委託料につきましては、通知後のレセプトデータによる効果測定が、年度を越える場合があるため、期間と限度額を設定するものでございます。280ページをお願いいたします。それでは、歳入から説明させていただきたいと思ます。1款国民健康保険税は、歳入予算額の20.5パーセントを占めるもので、被保険者数の減少、新型コロナウイルス感染症の影響等により、前年度との比較では、約2億2,700万円の減となっております。1項、1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税に区分され、更にそれぞれ医療給付費

分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの区分の、現年課税分と滞納繰越分に分けられております。2ページ飛びまして、283ページをお願いいたします。

4款国庫支出金、1項、1目災害臨時特例補助金は、東日本大震災の福島原発事故に伴う避難者の国保税及び医療機関等に支払う一部負担金の減免分を補填するために交付金となっております。2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、オンライン資格確認等の実施に伴うシステム改修費用の補助金で、改修の完了により皆減となっております。284ページをお願いいたします。

5款県支出金、1項、1目保険給付費等交付金でございます。1節普通交付金は、被保険者の医療費である保険給付費の支払いに必要な費用が、県から全額交付されるものでございます。2節特別交付金のうち保険者努力支援分は、各保険者における医療費適正化や収納率の向上等、国保が抱える課題に対する取組みなどの努力に対して、点数に応じた支援金が交付されるものでございます。特別調整交付金分は、市町村の特別な事情等を考慮して交付されるものでございます。県繰入金、(2)号分は、県の国民健康保険運営方針に対する取組み状況の評価や財政力等を勘案した算定額が交付されるものでございます。1ページ飛びまして、286ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金でございます。前年度との比較では、0.9パーセントの減となっております。1節保険基盤安定繰入金から5節財政安定化支援事業繰入金までは、国が定める一般会計からの法定分の繰入れでございます。1節保険基盤安定繰入金、(保険税軽減分)は、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分として、県と市の負担金を繰り入れるものでございます。2節保険基盤安定繰入金、(保険者支援分)は、低所得者が多い保険者に対する支援分として、国、県、市の負担金を繰り入れるものでございます。6節その他一般会計繰入金につきましては、財源不足等を補填するために、法定外分として計上している繰入金で、前年度と同額の2億円の計上となっております。1ページ飛びまして、288ページをお願いいたします。

9款諸収入、1項、1目延滞金は、国民健康保険税の延滞金でございます。以上が歳入予算でございます。続きまして、歳出予算について説明いたしますので、290ページをお願いいたします。

1款総務費、1項、1目一般管理費は、国保給付係9名分の人件費と国保事務執行に係る一般事務経費で、前年度との比較では、13.6パーセントの増となっております。2目国保連合会負担金は、県国保連合会に加入する市町村負担金で、前年度との比較では、3.6パーセントの減となっております。2項徴税費は、国保税の賦課事務に係る経費でございます。1目徴税総務費は、国保賦課係8名分の人件費で、前年度との比較では、7.2パーセントの増となっております。291ページをお願いいたします。

2目賦課徴収費は、国保税の賦課事務に係る事務経費で、前年度との比較では、9.7パーセントの減となっております。12節委託料の電算委託料は、国保加入者の資格、給付管理の共同電算処理や、被保険者証の作成等の電算業務委託料でございます。17節備品購入費は、現在使用している公用車が、購入後20年経過により経年劣化が著しいことから、それを更新するものです。18節負担金

補助及び交付金の日本マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金は、ペイジー口座振替受付サービスの運営主体である同協議会への負担金でございます。また、オンライン資格確認等システム運営負担金につきましては、当該システムの運営経費を、利用者である各保険者が負担金として支払うものでございます。1ページ飛びまして、293ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、国保特別会計の歳出予算額の約69パーセントを占めており、前年度との比較では、1.7パーセントの減となっております。保険給付費の総額は、被保険者数の減少により減となっておりますが、医療の高度化などにより、1人当たりの医療費については増加傾向にございます。1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の診療や入院時などの給付分で、前年度との比較では、2.3パーセントの減となっております。2項高額療養費は、1か月間の医療費の自己負担が高額となった場合に、自己負担限度額を超えた分が支給されるものでございます。1目一般被保険者高額療養費につきましては、前年度との比較では、4.4パーセントの増となっております。1ページ飛びまして、295ページをお願いいたします。4項出産育児諸費の1目出産育児一時金は、被保険者が出産した際に、42万円を限度として支給するもので、前年度との比較では14.9パーセントの減となっております。5項葬祭諸費の1目葬祭費は、被保険者が死亡した場合に、葬儀を執り行った方に葬儀費用として5万円を給付するもので、前年度との比較では、15.6パーセントの増となっております。6項傷病手当諸費の1目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる被用者が、療養のため労務に服することができないときに、療養中の生活保障として支給するもので、適用期間が本年6月30日まで延長されたことに伴い、計上するものでございます。296ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金は、県が市町村ごとに算出した額を、国民健康保険事業費納付金として県に支払うものでございます。1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分に分かれており、合計で35億7,466万1,000円、前年度比では1億9,620万4,000円、5.2パーセントの減となっております。当該納付金につきましては、県が毎年度、被保険者数や保険給付費の推計を行い、県に交付される公費等を差し引いて金額を算出し、市町村の所得や医療費の水準に応じて配分されるものでございます。なお、県においては、平成30年度の決算剰余金約140億円のうち約70億円を、令和2年度と3年度の2年に分けて活用した納付金の負担軽減額を行っており、本市への影響額は約1.8億円の減となっております。この納付金を基に、本市の国保財政運営のシミュレーションを行い、本年1月、新型コロナウイルス感染症の影響により書面での決議となりましたが、国保運営協議会で審議した結果、令和3年度においては、県から示された納付金を支払うための財源が確保されていることや、新型コロナウイルス感染症による影響がまだ不透明であることなどから、税率改正や賦課方式の変更は行わないことといたしました。1ページ飛びまして、298ページをお願いいたします。5款保健事業費、

1項、1目特定健診等事業費は、保険者に義務付けられた特定健康診査事業において、生活習慣病予防対策や生活習慣の改善指導を実施するための経費で、前年度との比較では7.6パーセントの減となっております。12節委託料の健診委託料につきましては、県総合健診協会、医療機関等に対する、特定健診及び特定保健指導の委託料でございます。18節負担金補助及び交付金の特定健診関連人間ドック等補助金は、人間ドック、脳ドック受診者の特定健診基本項目分に対する補助でございます。なお、受診者1人分の費用に対して、特定健診基本項目分が国、県補助の対象となることから、特定健診分のドック受診実績が確定できるよう、この後の2項、2目の疾病予防費の市単独分の人間ドック、脳ドック健診補助金と分けて計上しております。299ページをお願いいたします。2項、2目疾病予防費は、医療費適正化対策として実施している診療報酬明細書、レセプトの点検や、市単独分の人間ドック、脳ドック健診補助金などに係る経費で、前年度比で、7.8パーセントの増となっております。18節負担金補助及び交付金の生活習慣病検診補助金は、市が行う基本健診に合わせてがん検診等などを行うことで受診の効率化を図っており、国保被保険者分の当該検診費用を補助するものでございます。次の人間ドック及び脳ドック健診補助金につきましては、人間ドック、脳ドック受診者の特定健診基本項目以外の分に対する市単独の補助で、先ほど説明させていただいた特定健診関連人間ドック等補助金と合わせて、受診費用を助成するものでございます。300ページをお願いいたします。6款基金積立金は、国保特別会計分の財政調整基金積立金で、令和3年度の県へ納める国保事業費納付金が、前年度よりも約1.9億円減少したこともあり、歳入が歳出を上回る分について、今後の収支不足に備えて充当できるよう、当初予算で基金積立金を計上するものでございます。301ページをお願いいたします。7款諸支出金、1項、1目一般被保険者保険税還付金は、一般被保険者分の国保税の過年度分の過誤納還付金でございます。302ページをお願いいたします。12款予備費は、前年度と同額の計上でございます。以上が、令和3年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出予算案でございます。よろしく願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。質問等ありますか。

○下村委員 291ページに自動車、20年経過したから購入している自動車を変えるよというので、100万円ちょっと計上していますけれども、こないだEVにしてはいかがですかというような話がちらっとありましたけれども、20年位使うのならば割高にはなるんだけど、そういう環境に優しい自動車も購入してもらえないかなって。そんな話なんで、すみません。ちょっとあまり関連しないかもしれない。

○元川国保年金課長 こちら公用車ですので、うちの課だけでは購入できるものではなくてですね、庁、市役所全体でということで管財課の方に要望して付けていただいている予算でございます。今下村委員さんがおっしゃった最先端の車というのはなかなか難しく、こちらで金額を提示させていただいているのは軽貨物車ということで、今のところ予定しております。今後は、そういった方向も検討していきたい

とと考えてございます。ありがとうございます。

- 福田委員** 総論的なことで申し訳ないのですが、所謂コロナ禍ということで、一般診療の方が所謂診察、診療を控えているということはあるんでしょうか。
- 元川国保年金課長** やはり、コロナ禍ということで医療費、予算書で276ページをお戻りいただければと思いますが、あくまでも予算ベースの話になるのですけれども、先ほど冒頭に予算、特別会計の予算が減額になった理由ということで、何点か、まず大きいのが県への納付金が軽減を図られた分、2つ目の要因としては、こちらの歳出にあります保険給付費、予算ベースで前年度と比較すると約1億7,000万円程度、被保険者数の減少もありますけれども、実際、受診控えというのもあって医療費が少なくなっている傾向にあるということ。あとは、いくつか御説明させていただいた中で、健診とかそういった部分も緊急事態宣言を受けて自粛した期間とか、あるいは定員をいつもより少なくして密にならないように対応したということでそちらの方も受診率とかが下がっているということで、全体的に普通に掛かる医療費も若干減少傾向にあるのではないかと、考えております。
- 福田委員** もう1つ出産育児一時金の件なんですけど、約1,050万円ほど少なくなっているのですが、その分出産が減る見込みなんですか。
- 元川国保年金課長** こちらの方は、今までの実績に基づいて予算化しております、手元にある資料ですと、平成29年度からの資料があるんですけれども、平成29年度が1036名、平成30年度が936名、令和元年度が918名ということで、年々やはり減っております、それに基づいた金額となっております。
- 福田委員** そうなると、本当に所謂最低の数字ということになってくるのでしょうか。
- 元川国保年金課長** 今後なかなか増えるという状況は、難しいのかなと思うんですけれども、あとはこの金額、一時報道もあったんですけども、自己負担額も掛かるという部分も課題となっているような報道も見られたので、なかなかお子さんを増やすという部分はいろんな方法を組合わせて考えないと、こちらの手当だけ充実すればいいというものでもないんで、今後ちょっとこのままずっと減っていった場合を想定すると、その部分は危惧するところでございます。
- 福田委員** 一時金を出産費用が大幅に上回ってということですよ。分かりました、すみません。
- 田子委員** 紙の方での292ページ、傷病手当金についてなんですけれども、こちらは、事業主はまだ考えてらっしゃいませんか。
- 元川国保年金課長** 以前御質問をいただいて御提案をいただいたのですけれども、金額の設定の部分ですとか、勤務形態、就労形態とかの部分でかなりの高額な手当をもらっている方もいれば、ほとんど0の方もいる。0の方の場合は、いくらにすればいいんだというような落としどころの金額が、うまく設定ができないということで、他市町村やっていますよという御案内いただいた市町村は、見舞金ということでまた国保の制度とは別で実施しているようなところもございまして、国保の制度の中で様々な所得がある方で、一概に1日いくらということで設定するのが難しい部

分がございまして、今のところ被用者のみとさせていただいているところでございます。

○田子委員 今後、一時金、見舞金という形でもぜひ前向きに考えていただきたいのでよろしく願います。

○福田委員 葬祭費について伺いたいのですが、お葬式をやった方に葬祭費ということで、その葬祭の規模というのは大きくても小さくても構わないのですか。

○元川国保年金課長 こちらのほうは、葬儀費用ということでお渡ししているので喪主の方が御葬儀をなさっているのであれば、規模に問わず差し上げているものでございます。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第17号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第17号令和3年度土浦市国民健康保険特別会計予算は、原案どおり決しました。次に、議案第18号令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○元川国保年金課長 議案第18号令和3年度の後期高齢者医療特別会計予算案について、説明いたします。サイドブックの310ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ20億7,356万2,000円で、対前年度比では、1億4,238万4,000円、7.4パーセントの増となっております。増額の主な要因は、被保険者数の増加によるもので、被保険者数は、令和3年1月末現在で2万750人、前年の同月末との比較では、295人、1.4パーセントの増となっている状況でございます。それでは、歳入から説明させていただきますので、318ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料は、被保険者の医療給付に充てる財源として徴収するもので、年金から差し引かれる特別徴収と、納付書により納付していただく普通徴収に分かれており、対前年度比で、5.7パーセントの増となっております。なお、保険料率は2年ごとに見直しが行われており、平成24年度より据え置かれておりましたが、令和2年度に、8年振りで改定されたところでございます。1項、1目特別徴収保険料は、現年度分のみで、年金からの天引きのため、予算計上率は、100パーセントとなっております。2目普通徴収保険料は、現年度分、過年度分とも、令和元年度決算時の収納率を踏まえて、予算計上しております。1ページ飛びまして、320ページをお願いいたします。3款繰入金、1項、1目事務費繰入金は、職員4名分の人件費や電算処理業務委託料などの事務経費に対する一般会計からの繰り入れで、前年度との比較では、4.3パーセントの増となっております。2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を公費で負担するための繰り入れで、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて、

同会計から繰り入れるもので、前年度との比較では、16.0パーセントの増となっております。1ページ飛びまして、322ページをお願いいたします。5款諸収入でございます。4項、1目雑入の後期高齢者健康診査業務委託金は、生活習慣病予防対策として、県広域連合からの受託により実施している被保険者の健康診査の委託金が主なものでございます。以上が歳入予算でございます。続きまして、歳出予算について説明いたしますので、323ページをお願いいたします。1款総務費は、後期高齢者医療に係る職員の人件費などの事務経費で、前年度との比較では、4.3パーセントの増となっております。11節役務費の通信運搬費は、保険者証などの郵送料でございます。324ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が納付した保険料等を、県広域連合へ納付するもので、前年度との比較では、7.3パーセントの増となっております。325ページをお願いいたします。3款保健事業費、1項、1目健康診査費は、広域連合からの受託により実施する被保険者の健康診査を行うための経費で、前年度との比較では、8.0パーセントの増となっております。2目疾病予防費は、広域連合が指定する健康診査の基本項目以外に対する市単独分の健康診査委託料と、人間ドック及び脳ドックへの補助等で、前年度との比較では、13.9パーセントの増となっております。1ページ飛びまして、327ページをお願いいたします。5款予備費は、前年度と同額の100万円の計上でございます。以上が、令和3年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算案でございます。よろしくをお願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第18号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり決しました。次に、議案第19号令和3年度土浦市介護保険特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。サイドブックス334ページ、予算書331ページをお願いいたします。議案第19号令和3年度土浦市介護保険特別会計予算につきまして、御説明をさせていただきます。介護保険の給付事業であります、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ121億2,676万2,000円で、対前年比4.1パーセントの増、4億8,035万5,000円増となっております。それでは、保険事業勘定の歳入から、主なものにつきまして御説明させていただきます。サイドブックス344ページ、予算書341ページをお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。前年比102万円、0.04パーセントの減です。令和3年度からは、先ほど御説明したとおり、基準となります第5段階の保険料、年額2,400円の増となるものです。算

定に際しましては、令和3年度の被保険者4万752人で見込んでおりまして、令和2年4月1日現在の被保険者4万431人と比較いたしますと、321人の増で見込んだものでございます。サイドブックス346ページ、予算書343ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費に対しての国の負担分で、居宅サービス給付費の20パーセント及び施設サービス給付費の15パーセントを国でみていただくものでございまして、昨年度より8,324万5,000円、4.2パーセントの増でございます。2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、国庫負担金の調整分で、国の示す交付率に基づいて算定されるものでございます。2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、日常生活支援総合事業に対する交付金で、事業費の20パーセントとなっております。3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業につきましては、包括的支援事業、任意事業、歳出では3款3項の事業になりますけれども、それに対する交付金で、事業費の38.5パーセントとなり、前年比457万4,000円、5.7パーセントの増を見込んでおります。5目保険者機能強化推進交付金につきましては、平成30年度から新規に制定された交付金で、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するために創設された交付金で、220万9,000円、13.6パーセントを見込んでおります。国が決めました項目で点数を付けさせていただいて、その点数に応じて交付がされるものでございます。6目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、令和2年度から新規に制定された交付金で、市町村による介護予防、健康づくり高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するために創設された交付金で、令和2年度決算見込み額と同額を見込んでおります。これにつきましても、国の方で評価を行いまして、その評価に基づいて算定されるものでございます。サイドブックス347ページ、予算書344ページをお願いいたします。4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の27パーセントが支払基金から交付されるものでございます。1億2,665万2,000円、4.3パーセント増を見込んでおります。サイドブックス348ページ、予算書345ページをお願いいたします。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費の県負担分で、居宅サービス給付費の12.5パーセントと施設サービス給付費の17.5パーセントが交付されるもので、6,920万8,000円、4.4パーセント増を見込んでおります。サイドブックス350ページ、予算書347ページをお願いいたします。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の市負担分で、保険給付費の12.5パーセントを一般会計から繰り入れするもので、5,863万6,000円、4.3パーセント増を見込んでおります。ちなみに、繰入金の合計18億9,417万4,000円、本年度の合計の欄は一般会計の方で3款、1項、1目社会福祉総務費の繰出金とリンクするものでございます。4目低所得者保険料軽減繰入金に

つきましては、低所得者の保険料負担軽減策として、保険料段階が第1段階から第3段階の方の保険料負担率を引き下げするため、一般会計から繰り入れするもので、財源の内訳は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の負担となっており、8.5パーセント増を見込んでおります。5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金につきましては、介護保険事業に携わる職員19人の人件費に対する一般会計からの繰入金でございます。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険給付費の不足分を準備基金から取崩して充当するものでございまして、歳入予算上では7,800万余円を当初予算上では繰入をされてもらっているものでございます。歳入につきましては以上でございます。次に歳出につきまして御説明いたします。サイドブックス353ページ、予算書350ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、介護保険事業に携わる職員19名の人件費の他、介護保険事務処理に係る電算業務委託料等の経費で、前年比767万2,000円、5.1パーセントの減を見込んでおります。2項徴収費、1目賦課徴収費につきましては、介護保険の賦課徴収に係る経費で、納付書郵送料や保険料の算定処理、口座振替処理等の賦課徴収電算業務委託料が主なものでございます。サイドブックス354ページ、予算書351ページをお願いいたします。3項、1目介護認定審査会費の1節報酬につきましては、介護認定審査会審査員36人に対するものでございます。来年度は、審査会190回の開催を予定し、予算の方を計上しております。2目認定調査等費につきましては、介護認定調査等に要する経費でございまして、前年比653万円、10.9パーセントの増を見込んでおります。1節報酬につきましては、認定調査に従事する非常勤職員7人分の人件費でございます。1.1節役務費の手数料は、要介護認定に係る主治医意見書作成料となります。1.2節委託料につきましては、居宅介護支援事業所等への認定調査に伴う委託料が主なものでございます。サイドブックス356ページ、予算書353ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、この特別会計保険事業勘定の94.4パーセントを占めており、各種介護保険サービスの提供に要した経費として、国保連に支払う費用でございます。また、サービス費につきましては、国保連を通してサービス提供事業者へ支払うものでございます。1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用した居宅介護サービス費をサービス提供事業者へ支払う費用で、1億9,182万4,000円、4.7パーセントの増を見込んでおります。3目施設介護サービス給付費につきましては、施設において利用したサービス費用を施設事業者へ支払う費用で、1億379万9,000円、2.8パーセントの増を見込んでおります。6目居宅介護住宅改修費につきましては、要介護認定者の方が、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際の改修費について、20万円を限度に利用者に償還払いする費用で、746万6,000円、31.2パーセントの増を見込んでおります。7目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者が介護保険サービスを利用する際のケアプランの作成費用を作成事業者へ支

払う費用で、1,238万1,000円、2.2パーセントの増を見込んでおります。サイドブックス357ページ、予算書354ページをお願いいたします。9目地域密着型介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用したグループホームや認知症対応型デイサービスなどの地域密着型、その中の市町村限定のサービス費用をサービス提供事業者を支払う費用で、9,474万円、5.9パーセントの増を見込んでおります。2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1と要支援2の方への各種介護予防サービスの提供に要する費用でございます。1目介護予防サービス給付費につきましては、要支援の方が利用したサービス提供事業者を支払うもので、1.5パーセントの減を見込んでおります。サイドブックス358ページ、予算書355ページをお願いいたします。5目介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援の方が介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成費用を、作成事業者である地域包括支援センターに支払う費用で、5パーセントの増を見込んでおります。サイドブックス359ページ、予算書356ページをお願いいたします。真ん中の箱、4項高額介護サービス等費、1日高額介護サービス費につきましては、要介護認定者が支払った居宅介護サービス費用が、一定額を超えた場合、その超えた額について償還払いする費用で、3,028万3,000円、10.6パーセントの増を見込んでおります。5項高額医療合算介護サービス等費、1日高額医療合算介護サービス費につきましては、医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が、一定額を超えた場合に、その超えた額について償還払いする費用で、627万6,000円、16.5パーセントの増を見込んでおります。サイドブックス360ページ、予算書357ページをお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費、1日特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者のうち、非課税世帯などの低所得者の方が、施設に入所した時の居住費、食費の自己負担分を軽減する費用で、980万4,000円、2.1パーセントの増を見込んでおります。サイドブックス361ページ、予算書358ページをお願いいたします。3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、平成29年度から実施しております総合事業となります。1目介護予防・生活支援サービス事業費、12節委託料につきましては、緩和型の訪問サービスとして、掃除や調理、買い物などの生活支援を行う土浦市シルバー人材センター及び社会福祉協議会への委託料でございます。18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、要支援の方又は総合事業対象者が利用したサービス費用を、国保連合会を通じてサービス提供事業者を支払う費用でございます。2目介護予防ケアマネジメント事業費、18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、総合事業の対象者の方がサービスを利用する際のケアプランの作成費用でございます。2項、1目一般介護予防事業費につきましては、サイドブックス362ページにかけてになります。シルバーリハビリ体操教室の開催経費やシルバーリハビリ体操指導士養成、地域リハビリテーション活動支援事業に係る経費、また、市内8か所がございます生きがい対応型デイサービス事業の補助金等、高齢者の方々がいつまでも

お元気で、介護が必要とならないようにするための事業に要する費用でございます。サイドブックス362ページ、予算書359ページでございます。下段からは、3項包括的支援事業・任意事業費の1目総合相談事業費、サイドブックス363ページの2目権利擁護等事業費、3目包括的ケアマネジメント支援事業費までは、市内に2か所ございます地域包括支援センターの基本業務で、要支援の方などの介護予防プランを作成する業務や介護保険などの総合相談、高齢者虐待対応など、地域包括支援センターへの委託料及び地域包括支援センターの支部機能でありますランチとして高齢者やその家族からの相談に応じ必要なサービスが受けられるよう連絡調整等を行う、市内9か所でございます在宅介護支援センターへの委託料が主なものでございます。4目任意事業費につきましては、12節委託料の説明欄にございます、施設入所者の相談や傾聴を行う介護相談員派遣事業委託料やひとり暮らし高齢者などの食事支援を行う高齢者等配食サービス事業委託料など高齢者の見守りに係る事業となります。サイドブックス364ページ、予算書361ページをお願いいたします。5目在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、多職種協働による在宅医療と介護を一体的に提供できる支援体制の構築、運営を図るための事業に要する費用で、人生の最後まで、住み慣れた我が家で暮らし続けることができるような地域づくりを行うもので、市民向けに在宅医療・介護や看取りをテーマにした映画を上映するほか、多職種連携研修会等に係る費用が主なものでございます。6目生活支援体制整備事業費につきましては、地域住民を含めた多様な主体を活用して、支援が必要な高齢者に対するサービス提供体制の構築を図るため、社会福祉協議会へ協議体の運営などを行ってもらう委託料や、生活支援担い手養成講座の開催にかかる委託料が主なものでございます。7目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症の方やその家族を地域ぐるみで支援することのできる体制の構築を図る事業でございます。認知症初期集中支援チームの設置や認知症カフェの開催に要する費用などが主なものでございます。サイドブックス366ページをお願いいたします。4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金利子及び決算余剰金等を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。質問等ありますか。

○田子委員 紙の方での360ページ、下から6つ目の高齢者等見守りキーホルダー事業委託料というのが、前年にはなかったかなと思うんですけども、こういったものか教えていただけますか。

○水田高齢福祉課長 これまでは見守りキーホルダーをお持ちの方から御連絡が、緊急の電話が入ってくる場合には、職員の方が携帯電話を持って、24時間体制で対応してきたものでございます。ただ、業務が終了してからも携帯電話を持ってその対応をはかるというのは、いかがなものかと事業の見直しを図りまして、その対応をしていただく事業者の方に、業務委託という形で対応していただくために、委託料

の新規計上をさせていただいたものでございます。対応につきましては、令和3年度の10月から業務委託を外部にしようと思っております。内容は1か月15万円、それを半年間、6か月間実施していただくものを今年度は予算計上しております。内容については以上でございます。

- 田子委員 月15万円のあたりがちょっと分かりづらかったので、もう少し教えていただけますか。
- 水田高齢福祉課長 見積もりをいただきまして、その金額が月15万円、対応していただく金額が15万円。24時間、今年は半年分になりますので、365分の半分をやっていただくという費用でございます。
- 目黒副委員長 サイドブックスの354ページ、介護認定の会議で年間どれくらいその会議で、何人分認定の会議をされるのか。
- 水田高齢福祉課長 審査会は6名で6班体制、36名の方に審査をしていただいております。来年度については190回開催することを見込んで、予算を計上しております。
- 目黒副委員長 認定される側の方ですね。だいたいどれくらい、分からないですかね。
- 塚原委員長 それは、申請出してきてだから。
- 目黒副委員長 前年度どれくらいだったんですか。その人数で、どれくらいを会議されているのかというのを気になって。急ぎじゃないので。
- 塚原委員長 もし、あれだったら後で、資料で結構です。
- 水田高齢福祉課長 大体今、1回当たりの協議をさせていただいている対象者、34人くらいが1回の会議で取扱う件数でございます。それに190回開催を掛けていただきますと、だいたい6,460人の方を年間で審査している形となります。新規で申請をされる方、それから期間が決まっておりますので、12か月ですとか、24か月、長い方ですと36か月で今、認定させていただいている中で、その更新のタイミングに合う方、それから体調が良くなったり悪くなったりで区分変更される方、そういう方をトータルで6,500人くらいいらっしゃるというふうにお考えいただければと思います。
- 目黒副委員長 ありがとうございます。
- 福田委員 363ページなんですが、高齢者等配食サービス、配食を受けている方は何人と見込んでの計上でしょうか。
- 塚原委員長 水田課長、出なかったら後でいいですよ。
- 水田高齢福祉課長 予算上は、来年度は4万757食。4万757食を見込んでございます。ちなみに、今年度の当初予算の見込み、当初予算を立てた時の食数は、3万5,912食で見込んでおりました。配食サービスの周知がだいぶ図られてきているのと、利用する食数も毎日利用する方もいらっしゃるって、非常に効果的に見守りができているのかなと思っております。
- 福田委員 食数でいうと、毎日取らない方もいらっしゃるみたいですがけれども、サービスを受けている方の人数は分からないのでしょうか。

- 水田高齢福祉課長 すみません、後ほど確認させていただきます。
- 福田委員 分かりました、お願いいたします。
- 下村委員 今のサービス、食事の方。たしかに現実的に毎日頼まないという人がいるの。高齢者だから1食だけ頼むと、昼と夜に食べられるとか。あるいは、次の日も食べるんだという人もいたんですよ、実際に。だから、こういうのって頼まれた時はどんなふうな計画で食べるんですかとか相談には乗らないのですか。
- 水田高齢福祉課長 1週間の3食の計画票を立てさせていただく中でよく見るのは、近隣にお知り合いの方がいたりして、そういう方が食事を提供してくれるということが記載してあって、そこをさせていただけない部分を配食で賄っていくというのが、よく見受けられるケースです。なので、全部が全部配食でやる必要が無いという方も中にはいらっしゃると思います。
- 下村委員 1週間の計画票とかなんかって、誰からどのように聞くのですか。この業者さんが、委託業者さんかなんかよく分からないですけども、そこで聞き取りしてくれるの。それで出すのですか。
- 水田高齢福祉課長 御本人とそのサポートしてくれる方と、例えば在宅支援センターの職員などがその計画書を作るにあたって一緒に協議をしていくと。その中でどこに入れたらいいのかというのが、その計画書の中で決まっていくという流れになっていると思います。
- 下村委員 実際に、1日おきなんだ、取っていたのが。それで、その人って食べなくて抜いちゃうんだよね。だから、1食が取ったのが次の日も食べられるというんだよ。ところが、高齢者だから薬を飲まなくちゃいけない、いろいろあるんだけれども、そういったことを誰がどのように指導してくれるのか分からなかったの。実際、私もちょっとお手伝いをして、きちっと御飯を3食食べなさいっていうことを、家内と一緒に行ってやってあげたりもしたことがあったんだけど、何箇所間か。でも、それってはっきり言って社会福祉協議会、三中地区だとかでも公民館に派遣されている方もいらっしゃるけど、そういった方に相談をしていくというのを知らないんだよね。だから、この数ってどういうふう把握されたのかが分からない。皆さんがどういうふう把握しているのか。困っている人はいっぱいいるということで、どのようにしていったらいいのか分からない。質問がちょっと分からないでしょ、私も分からないのだけれど。その人が困って、どういうふうにして食事をとったか、取れたんだよ。だけど、その数というのは誰が決めたのかというのが分からない。だから、奥さんが入院しちゃったその間、食べさせるのに1食ずつ抜けているの。1日1食しかなかったのかな。1日1食だ。
- 塚原委員長 この数は、実際出した数ということですよ。
- 水田高齢福祉課長 今、だいぶ実績が伸びてきている中で、その伸び率を勘案してこれぐらいの予算を取っておけば大丈夫かなという食数になります。非常に伸びているので、ちょっと高めには設定してございます。
- 塚原委員長 去年の3万何千というのは実際出た数だったということだよ。

- 水田高齢福祉課長 それよりも現状は伸びております。3万5千食より伸びているので、来年は4万757食を取るぐらいの予算を確保して。
- 塚原委員長 ごめんね。私が言っているのは、去年の3万何千というのは予算で立てた時にはいくつだったのと。実績。
- 水田高齢福祉課長 まだ年度途中ですので、見えていませんので。
- 塚原委員長 今年からのやつ。
- 水田高齢福祉課長 今年度のはまだ。
- 塚原委員長 違う、違う。去年の、令和元年度は。言っているのは、下村委員が言われているのは、何食出てどういうふうに計画を立てて、どういうふうに食が出ているのかというのがまず1つだったと思うんですよね。実際、4万757食というのは去年より比較してこれぐらい伸びるだろうから、4万757食だよと出している訳でしょ。そういうことですよ。それは、どうやって伸び率を把握しているのかということなんですよ。
- 水田高齢福祉課長 予算を策定する時、昨年度10月ぐらいの実績、今年度の実績と昨年度の実績でどの位伸びているのかということを見て、その伸び率で要求をさせていただいていると思います。
- 塚原委員長 そうだね。下村委員が言っているのは、ある人は3食頼んでいる、ある人は1食しか頼んでいない。だれが1食しか頼んでなくて、だれが3食頼んでいるのかって、だれがどういうふうに把握するんですかということなんだよね。それは、さっき言っていた近所の人とかそういうふうに意見があった訳ですよ。それは、個人で聞いているのか、電話でこうですよと言っているのか、どういうふうな聞き方をされているのですか。
- 水田高齢福祉課長 最初にお話をいただいた時に、全てのケース、市の配食サービスを受けている方は、民生委員が必ず関わっていますので、民生委員の方がその中の計画書も御覧いただいています。なので、食が抜けるということはない計画を当初の時点では立てていただいていると、我々は思っております。
- 塚原委員長 そうすると、先ほどの下村委員のお話からすると、その人は民生委員にも相談されてなかったってことなのかな。
- 水田高齢福祉課長 民生委員の方、その計画書にはサインをさせていただいて、誰がこの方の配食サービスの計画と一緒に確認していただいているのかっていうのは、それぞれ民生委員の方が特定できますので、食が漏れることはまずないのかなと考えられます。
- 塚原委員長 逆を言えば対象者の方が、ちゃんと申請していないこともありえるということだね。
- 水田高齢福祉課長 民間でも配食サービスを有料でやられている業者がありまして、そういうところが御飯を届けているということも、結構そういう方もいらっしゃいます。ですので、全く市の制度と関わらない方も中にはおりますので、その辺は確認をしていかないと、ずれてしまうかなと思います。

- 塚原委員長 市のを頼みながらも、一般のタイヘイさんとか糖尿病食を頼んでいるとか、そういう二重でやっている方もいるのね、二重三重で。
- 水田高齢福祉課長 そういう方も中にはいらっしやると思います。
- 塚原委員長 それは、話を聞いてもらう時に民生委員さんがその辺も把握していただいて、それで判子を押していただいているということなのね。
- 水田高齢福祉課長 おっしやるとおりでございます。
- 塚原委員長 先ほどの下村委員からの話からすると、全然その辺ができていなかった方がいらっしやったということですよ。
- 下村委員 だから、民生委員さんが初めて聞いた。民生委員さんを見たことがないの、その家で。行って、手伝いをしても。
- 水田高齢福祉課長 そういう話を聞くと、市の制度の中での配食サービスを受けている方ではないのかもしれないです。
- 下村委員 いや、市だよ。
- 塚原委員長 じゃあ、後でその辺はまた。
- 下村委員 聞いてみます。いつまでもやってもしょうがないもの。
- 塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

- 塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第19号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【「異議あり」の声あり 1名】

- 田子委員 先ほどの介護料の値上げを前提とした予算だということですので、その部分はちょっと賛成しかねるのですけれども、他の部分については賛成をしたいと思います。
- 塚原委員長 分かりました。それでは賛成多数ということで、議案第19号令和3年度土浦市介護保険特別会計予算は、原案どおり決しました。ここで5分間休憩させていただいて、この後特別会計の方になりますので。議案の方になりますのでいまままでと同じではないと思いますけれども、このまま。5分間休憩とさせていただきます。

【休憩】

(午後5時55分再開)

- 塚原委員長 それでは、休憩前に続きまして会議を始めます。次に、議案第31号令和2年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第3回を議題といたします。サイドボックス、本会議、令和3年、第1回定例会、事前配付資料、追加議案第26号～34号を準備願います。執行部より説明をお願いします。
- 元川国保年金課長 国保年金課でございます。議案書87ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計補正予算第3回案について説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,555万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を148億8,561万7,000円とするものでございます。歳入から説明させて

いただきますので、92ページをお願いいたします。1款国民健康保険税でございます。1項、1目一般被保険者国民健康保険税の1節医療給付費分現年課税分から3節介護納付金分現年課税分につきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免見込額を、各区分ごとにそれぞれ減額補正するものでございます。なお、この減額分につきましては、この後説明する災害臨時特例補助金等により補填されることとなっております。4款国庫支出金、1項、1目、1節災害臨時特例補助金のうち、災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災の福島原発事故に伴う避難者の国保税及び医療機関に支払う一部負担金の減免分を補填する補助金で、対象経費の減少により減額補正するものでございます。また、災害臨時特例補助金、括弧書きで新型コロナウイルス感染症対応分につきましては、先ほど説明いたしました新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免分を補填する補助金で、減免見込額を計上するものでございます。5款県支出金、1項、1目、2節特別交付金の特定健診等負担金につきましては、特定健診等の実施に対する負担金で、額の確定及び令和元年度の当該負担金の額の確定による追加交付に伴い、減額補正するものでございます。6款財産収入、1項、1目利子及び配当金につきましては、国保財政調整基金積立金の利子の見込額により増額補正するものでございます。93ページをお願いいたします。7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金の1節保険基盤安定繰入金、(保険税軽減分)につきましては、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分を県と市で負担するための繰入で、額の確定により増額補正するものでございます。2節保険基盤安定繰入金、(保険者支援分)につきましては、低所得者が多い国保被保険者の支援分として、国、県、市で負担するための繰入で、額の確定により増額補正するものです。5節財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保が低所得者や高齢者の加入割合が多いことなど、保険者の責めにきすことのできない実情に対し、財源として国から交付税措置される繰入で、額の確定により減額補正するものでございます。8款繰越金につきましては、令和元年度決算剰余金の計上による増額補正でございます。続きまして、歳出でございます。94ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金、4項、1目精算後追加納付分の退職被保険者等精算後追加納付金につきましては、令和元年度の退職被保険者等分に係る国保事業費納付金の精算及び療養給付費等交付金の超過交付により生じた額に、県が調整を加えた上で、各市町村に示された追加納付分の計上による増額補正でございます。5款保健事業費、1項、1目特定健診等事業費につきましては、歳入で説明させていただいた県からの特定健診等負担金の減額に伴う財源更正でございます。6款基金積立金につきましては、今回の補正予算の歳入と歳出の差額を財政調整基金積立金に計上するものでございます。以上が、国民健康保険特別会計の歳入歳出補正予算第3回案でございます。よろしくをお願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第31号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第31号令和2年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算第3回は、原案どおり決しました。次に、議案第32号令和2年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第3回を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○元川国保年金課長 議案書95ページをお願いいたします。続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算第3回案について説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,922万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を20億103万4,000円とするものでございます。歳入から説明させていただきますので、100ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料でございます。1目特別徴収保険料につきましては、年金からの天引きのため現年度分のみとなっております。収入見込額により増額補正するものでございます。2目普通徴収保険料につきましても、収入見込額により、1節現年度分を減額補正、2節過年度分を増額補正するものでございます。3款繰入金、1項、2目保険基盤安定繰入金でございます。うち、保険基盤安定負担金、(低所得者の保険料軽減分)繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分を公費で負担するための繰入で、額の確定により増額補正するものでございます。また、同負担金の(被用者保険被扶養者の保険料軽減分)繰入金につきましては、後期高齢者医療制度加入前に、会社の社会保険等の健康保険の被扶養者であった場合、加入後2年間に限り、保険料が軽減となり、その分を公費で負担するための繰入で、額の確定により減額補正するものでございます。3目保健事業繰入金につきましては、被保険者の健康診査や人間ドック、脳ドック受診に係る市単独分経費の一般会計からの繰入で、見込額により減額補正するものでございます。4款繰越金でございます。令和元年度決算剰余金の計上による増額補正でございます。101ページをお願いいたします。5款諸収入、4項、1目雑入の後期高齢者健康診査業務委託金につきましては、生活習慣病予防対策として茨城県後期高齢者医療広域連合からの受託により実施している健康診査の委託料で、見込額により減額補正するものでございます。続きまして、歳出でございます。102ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。うち、後期高齢者医療保険料納付金につきましては、収納済みの保険料を広域連合に納付するもので、収納見込額及び令和元年度決算剰余金の計上による増額補正でございます。また、同じく保険基盤安定納付金につきましては、低所得者等の保険料軽減に係る公費負担分を広域連合に納付するもので、額の確定による増額補正でございます。3款保健事業費、1項、1目健康診査費、12節委託料の後期高齢者健康診査委託料につきましては、健康診査における広域連合が指定する基本項目の委託料で、見込額により減額補正するものでございます。同じく、2目疾病予防費のうち、12節委託料の単独後期高齢者健康診査委託料につきましては、市単独で実

施している健康診査の追加項目分の委託料で、見込額により減額補正するものでございます。次の18節負担金補助及び交付金の人間ドック補助金及び脳ドック補助金につきましては、人間ドック、脳ドック受診者への補助で、見込額によりそれぞれ減額補正するものでございます。以上が、後期高齢者医療特別会計の歳入、歳出補正予算第3回案でございます。よろしくお願ひいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。質問等ありますか。

○田子委員 100ページの歳入、上から2つ目の普通徴収保険料の現年度分普通徴収保険料の減、これ600万円くらいの減なんですけれども、これはどうしてこんなに減っちゃったんでしょうか。

○元川国保年金課長 見込みでは、収入率で広域連合の方で見込んで見込額の数字として、現年度分が96.9パーセントで、過年度分が36.9パーセントということでの見込額に合わせての補正ということで、原因の方については一概に言えませんが、やはりコロナによる影響とかもありますでしょうし、あとは経済の冷え込みとかそういった影響があつてのこの数字なのかなということと考えてございます。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第19号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よつて、議案第32号 令和2年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第3回は、原案どおり決しました。次に、議案第33号令和2年度土浦市介護保険特別会計補正予算第3回を議題といたします。執行部より説明お願ひします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。103ページをお願ひします。議案第33号令和2年度土浦市介護保険特別会計補正予算第3回につきまして、御説明させていただきます。今回の補正につきましては、令和2年度収支の見込みに基づき、それぞれの予算科目において増減を行い、合計で増額するものでございます。保険事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,354万1,000円を増額し、予算の総額を、119億1,658万1,000円とするものでございます。始めに歳入から説明させていただきます。サイドブックス108ページをお願ひします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の1節現年度分特別徴収保険料及び2節現年度分普通徴収保険料につきましては、収入見込額が当初見込額を下回ることが見込まれたことから、減額するものでございます。1億2,200万円ほどの減額を見込んでおりまして、消費税増税に伴う低所得者保険料軽減強化の影響が、当初見込みよりも大きかつたなどの理由が考えられるものでございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、国の交付決定に基づき、減額するものでございます。2項国庫補助

金、4目介護保険災害臨時特例補助金は、東日本大震災による避難指示区域からの避難者の介護保険料軽減分の国からの補助です。5目保険者機能強化推進交付金につきましては、当初予算の方でも説明したとおり、平成30年度から市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するために創設された交付金で、交付金の内示がありましたことから、増額するものでございます。7目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、令和2年度から新規に制定された交付金で、市町村による予防、健康づくり、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するために創設された交付金で、交付金の内示がありましたことから、増額するものでございます。8目介護保険災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した第1号被保険者保険料減免分に対する国からの補助金となります。サイドブックス109ページをお願いします。4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、40歳から65歳未満の第2号被保険者の保険料で、支払基金からこれまでの実績に準じた交付決定があり、その額が減額となったことから、減額補正をするものでございます。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましても、県の交付決定に基づき、減額するものでございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては、当初の見込みよりも保険給付費が下回ることが見込まれたことから、減額するものでございます。4目「低所得者保険料軽減繰入金」につきましては、国の交付決定に基づき、増額するものでございます。サイドブックス110ページをお願いします。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険料収入や国、県支出金等が歳出に対し不足する場合、基金を取り崩して充当するもので、今回歳出に対し歳入が不足することから、3億円程の増額するものでございます。9款諸収入、2項雑入、1目第三者納付金につきましては、交通事故等により介護保険を利用した方の費用について、加害者から納付されたもので、実績が少なかったことから、減額するもの。また、2目返納金につきましては、介護給付費の返還金でございまして、増額するものでございます。歳出につきまして御説明いたします。サイドブックス111ページをお願いします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費につきましては、当初の見込額を上回ることから、増額するものでございます。4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、第三者納付金や介護給付費返還金等を基金に積立するもので、増額するものでございます。説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第33号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号令和2年度土浦市介護保

険特別会計補正予算第3回は、原案どおり決しました。以上で、当委員会に付託されました議案及び請願陳情の審査は終了いたしました。

○水田高齢福祉課長 先ほどの配食サービスの人数。今年度の当初予算4万757食の人数でございますけれども、142人を想定して予算の方を計上させていただいているものでございます。

○塚原委員長 142人。

○水田高齢福祉課長 はい、142人でございます。今年度の当初予算を組立させていただいた時には、127人で想定させていただいておりました。それが、1月末の状況で145人まで実績が伸びてございます。令和3年度の当初予算を超える勢いでございまして、理由といたしましてはコロナの影響で、在宅の方が大分増えたのかなというところが理由になってくるのかなと思われま。

○塚原委員長 ありがとうございます。長時間に渡り、お疲れ様でした。委員の皆さんは、もう少々お待ちください。

【執行部退席】

○塚原委員長 それでは次に、各種委員会等委員の選出についてになります。土浦市産業文化事業団理事についてをお願いします。1名の選出となります。いかがいたしますか。今まで、鈴木委員かな。

○矢口委員 よければ私。

○塚原委員長 矢口委員ね。それでは、土浦市産業文化事業団理事には、矢口委員をお願いいたします。よろしくをお願いします。次に、土浦市バリアフリー推進協議会委員についてをお願いします。1名の選出となります。今まで、目黒副委員長がやってくれていたんですよ。

○福田委員 留任で。

○目黒副委員長 引続きやります。

○塚原委員長 それでは、土浦市バリアフリー推進協議会委員には、引続き目黒副委員長をお願いいたします。次に、土浦市総合企画審議会委員についてをお願いします。1名の選出となります。

○福田委員 希望者の方は。

○下村委員 はい。

○塚原委員長 それでは、土浦市総合企画審議会委員には、下村委員をお願いいたします。よろしくをお願いします。以上で、協議事項等は終わりました。以上で文教厚生委員会を閉会します。皆さん長時間にわたり御苦労さまでした。